第二十二条の五　法別表三十九の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者免状、同条第三項の第二種放射線取扱主任者免状若しくは同条第四項の第三種放射線取扱主任者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第六項の放射線取扱主任者免状の返納に関する事務

三　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第三十七条の放射線取扱主任者免状の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第三十八条第一項の放射線取扱主任者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十二条の六　［略］

第三十条　法別表五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十七　略］

十八　法人税法による事業年度の変更、納税地の異動、通算承認、各事業年度の所得に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税の申告、青色申告、更正及び決定その他の賦課若しくは徴収又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の法人税法による連結納税、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告、更正及び決定その他の賦課若しくは徴収に関する事務

［十九～三十八　略］

三十九　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）による防衛特別所得税又は防衛特別法人税の申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務

第四十三条の二の八　法別表七十八の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十三条の建築物環境衛生管理技術者免状の廃棄に関する事務

第四十三条の三　法別表七十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条第一項本文の保険金若しくは同条第四項の仮払金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二　預金保険法第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務

三　預金保険法第七十条第二項本文の預金等債権の買取りの請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

四　預金保険法第七十条第二項ただし書の支払に関する事務

［新設］

第二十二条の四　［同上］

第三十条　［一～十七　同上］

十八　法人税法による事業年度の変更、納税地の異動、通算承認、各事業年度の所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税の申告、青色申告、更正及び決定その他の賦課若しくは徴収又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の法人税法による連結納税、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告、更正及び決定その他の賦課若しくは徴収に関する事務

［十九～三十八　同上］

三十九　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）による防衛特別法人税の申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務

第四十三条の二の八　［同上］

［一～五　同上］

六　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十三条の建築物環境衛生管理技術者免状の返還に関する事務

第四十三条の三　法別表七十九の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

［新設］

［新設］

［新設］